

志摩市発注工事における配置技術者等の取り扱いについて

令和 7 年 4 月 15 日

1 工事現場に配置する技術者

(1) 技術者の資格等

ア 建設業の許可を受け、建設工事を請け負った者は、工事現場での施工の技術上の管理をつかさどる者として、建設業法第 26 条第 1 項に定める主任技術者を配置する必要があります。ただし、発注者から直接工事を請負い、下請負金額の合計が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上の下請契約を締結した場合は、主任技術者に代えて建設業法第 26 条第 2 項に定める監理技術者を配置する必要があります。

イ 志摩市発注工事においては、工事現場に配置する技術者の資格として、上記アで示した建設業法に基づく技術者を配置するものとしていますが、次に示す工事区分のものについては、原則として、それぞれの当初工事請負代金額区分に応じた資格の者を主任（監理）技術者として配置していただく必要があります。ただし、入札公告等により技術者要件を限定した場合はこの限りではありません。

(ア) 土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、鋼構造物工事、舗装工事、塗装工事、しゅんせつ工事、造園工事、水道施設工事の場合
三重県公共工事共通仕様書（令和 6 年 7 月版）1-1-1-46（表 1-5）に定める主任（監理）技術者の資格を求めるものとします。

■ 三重県公共工事共通仕様書（令和 6 年 7 月版）1-1-1-46（表 1-5）

主任技術者又は監理技術者の資格

当初工事請負代金額	主任技術者又は監理技術者の資格
8,000 万円以上	当該工事の施工にかかる業種について、次のイ、ロ又はハに掲げる者 イ．建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による技術検定の 1 級に合格した者（建設業法施行規則第 7 条の 3 に規定された者） ロ．技術士法（昭和 32 年法律第 124 号）による 2 次試験に合格した者（建設業法施行規則第 7 条の 3 に規定された者） ハ．建設業法第 15 条 2 号ハの規定により国土交通大臣が同条 2 号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者（平成元年建設省告示 128 号に規定された者）

当初工事請負代金 額	主任技術者又は監理技術者の資格	
2,500 万円以上 8,000 万円未満	主任技術者	監理技術者
	当該工事の施工にかかる業種について、次のイ又はロに掲げる者 イ. 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定の 1 級又は 2 級に合格した者(建設業法施行規則第 7 条の 3 に規定された者) ロ. 上欄ロ、ハに掲げる者	当該工事の施工にかかる業種について、次のイ又はロに掲げる者 イ. 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定の 1 級に合格した者(建設業法施行規則第 7 条の 3 に規定された者) ロ. 上欄ロ、ハに掲げる者

(イ) 建築一式工事の場合

主任技術者又は監理技術者の資格

当初工事請負代金 額	主任技術者又は監理技術者の資格
7,000 万円以上	次のイ、ロ又はハに掲げる者 イ. 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定の 1 級に合格した者(建設業法施行規則第 7 条の 3 に規定された者) ロ. 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)による 1 級建築士の免許を受けた者 ハ. 建設業法第 15 条 2 号ハの規定により国土交通大臣が同条 2 号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者(平成元年建設省告示 128 号に規定された者)

当初工事請負代金 額	主任技術者又は監理技術者の資格	
1,500 万円以上 7,000 万円未満	主任技術者	監理技術者
	次のイ、ロ又はハに掲げる者 イ. 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定の 1 級又は 2 級に合格した者(建設業法施行規則第 7 条の 3 に規定された者) ロ. 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)による 1 級又は 2 級建築士の免許を受けた者 ハ. 上欄ハに掲げる者	次のイ、ロ又はハに掲げる者 イ. 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定の 1 級に合格した者(建設業法施行規則第 7 条の 3 に規定された者) ロ. 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)による 1 級建築士の免許を受けた者 ハ. 上欄ハに掲げる者

(2) 技術者の雇用要件

ア 工事現場に配置される主任（監理）技術者は、原則として受注者と 3 か月以上の恒常的な雇用関係にある者としてします。

※会社合併、分割、営業譲渡等緊急かつ止むを得ない事情がある場合は、3 か月に満たない場合でも、恒常的な雇用関係にあるものとみなす場合があります。

イ 市内業者については、あらかじめ技術職員（技術者）を志摩市に登録いただき、志摩市に登録された技術者を配置することを原則としています。この志摩市への技術者登録時に 3 か月雇用の確認を求めています。

ウ 準市内・県内・県外業者にあつては、入札案件ごとに配置予定技術者の 3 か月以上の雇用を確認します。

エ 3 か月雇用確認の基準日は次のとおりとしますので、基準日以前に 3 か月以上の雇用関係を有していることが必要となります。

入 札 方 式	基 準 日
(条件付) 一般競争入札 事前審査方式	入札参加資格申請期間最終日
(条件付) 一般競争入札 事後審査方式	入札参加申請期間最終日
指 名 競 争 入 札	入札の執行日

(3) 専任を要する工事現場への技術者の配置

請負金額 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）以上の建設工事に配置される技術者は、工事現場ごとに専任でなければなりません。従って、特例を除き「営業所技術者や特定営業所」、や「他の工事の主任（監理）技術者」及び「他の工事の現場代理人」などは専任で配置されるべき技術者となることができません。

ア 主任（監理）技術者の専任期間

現場専任を要する工事で、主任（監理）技術者の専任が必要となる期間は契約工期が基本となります。ただし、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間などは、契約工期中であっても、工事現場への専任は要しません。詳しくは、建設業法、監理技術者制度運用マニュアル等をご確認ください。

イ 監理技術者及び監理技術者補佐の取扱い運用について

建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の運用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについては、「建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の運用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の志摩市発注工事における取扱い・運用について」をご確認ください。

(4) 専任を要しない工事現場への技術者の配置

請負金額 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）未満の建設工事について

は、工事品質確保の観点から 1 人の技術者が兼務できる工事件数を **3 件に制限**します。
ただし、志摩市発注工事の兼務のみを対象とします。

(例) 三重県発注工事と志摩市発注工事との兼務については、当該兼務制限に該当しない。

《ご注意ください》

技術者の専任を要しない工事であっても、次に示す者については当該工事の配置技術者となることができません。

- ・ 専任を要する他の工事の主任（監理）技術者となっている者
- ・ 他の工事の現場代理人となっている者
- ・ 志摩市発注の専任を要しない工事 3 件に既に主任技術者として従事している者

(5) 市内業者の技術職員登録制度

市内業者（志摩市内に本店を有する業者）については、原則として、志摩市にあらかじめ登録された主任（監理）技術者を工事現場に配置していただく必要があります。

※新たな技術者を雇用した場合は、雇用後 3 か月を経過した時点で志摩市への技術職員登録の手続きを行ってください。また、すでに登録されている技術職員に異動（退職・保有資格の変更等）があった場合も、速やかに「技術職員名簿変更届」により届け出てください。

2 現場代理人

現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する者として工事現場に置かれる受注者の代理人であり、建設工事請負契約約款において工事現場に常駐（常駐緩和の場合を除く。）することとされています。

(1) 現場代理人の資格・雇用要件

現場代理人は特に資格は必要ありません。また、主任（監理）技術者と兼務することができます。ただし、請負金額が 4,500 万円以上の工事においては、現場代理人の雇用要件は、受注者と **3 か月以上の恒常的な雇用関係**にある者とします。現場代理人は技術者と異なり、志摩市への登録は必要ありません。

(2) 現場代理人の常駐緩和

現場代理人は、工事現場に常駐することとしています。しかし、次に該当する場合などで現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合は、現場常駐を要しないこととする場合があります。

- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

- ② 工事の全部の施工を一部中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 前①～③に掲げる期間のほか、工事現場において作業が行われていない期間

(3) 入札時の現場代理人の配置

入札時の現場代理人の配置要件については、「3 (条件付) 一般競争入札資格審査時における配置技術者の取り扱い」に準じます。

(4) 共同企業体における現場代理人の配置

共同企業体における現場代理人は、入札公告等で特に明示した場合を除き、共同企業体の代表者から配置するものとします。

3 (条件付) 一般競争入札資格審査時における配置技術者の取り扱い

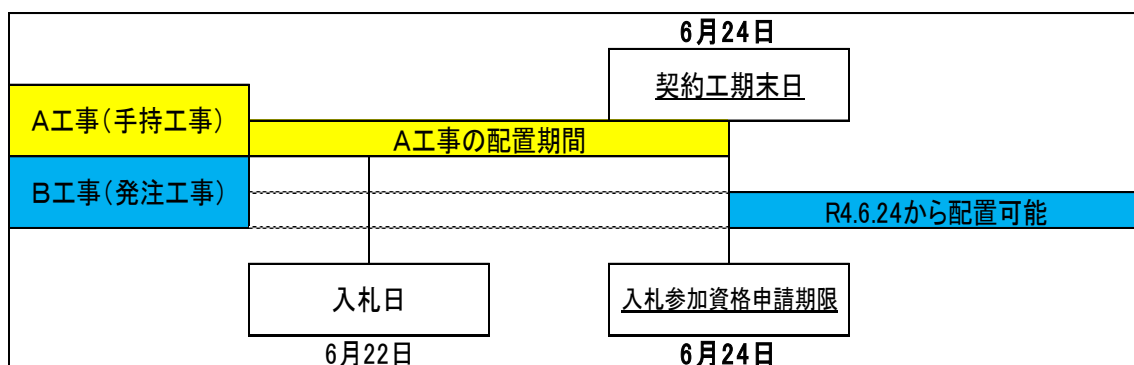
(条件付) 一般競争入札においては、工事現場に配置される技術者の資格を契約前に確認することとなっており、配置予定技術者の手持ち工事についても CORINS 等で確認し、適正な配置が可能かどうかを審査します。特に、現場専任が必要となる工事で、当該配置予定技術者に他の手持ち工事がある場合などは、その工事がいつ完了するのかによって入札への参加や落札決定が制限されることとなるため、配置可能時期を明確にする必要があります。そこで、志摩市発注工事における技術者制度を円滑に運用するために、配置可能な技術者の要件となる配置期間を次のとおり定めるものとします。

(1) 条件付一般競争入札（事後審査方式）の配置確認の基準日等

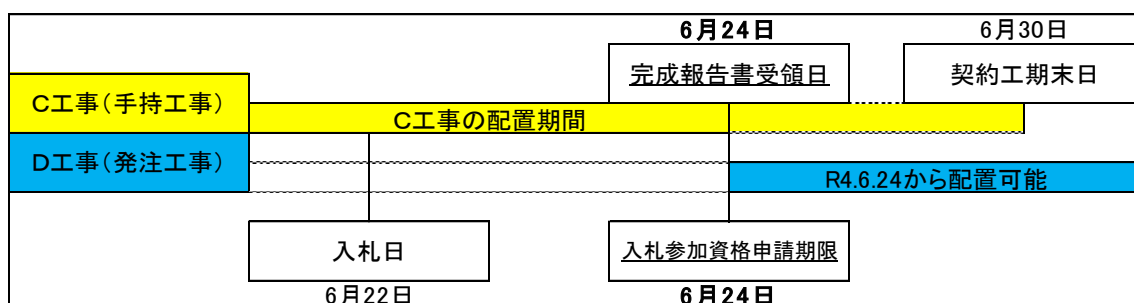
事後審査方式では、入札後に配置予定技術者の資格を審査するため、「入札参加資格申請期限日（通常は入札日の翌々日）」において、「他の手持ち工事の工期が満了している」（例 1）、又は「手持ち工事の完成報告書が発注機関で受理されている」（例 2）など配置が確認できることが条件となります。

専任を要する技術者の配置についても、「入札参加資格申請期限日（通常は入札日の翌々日）」において専任できることが条件となります。

例 1：入札参加資格申請期限以前に“契約工期末が到来”している場合。



例 2：契約工期末日以前に“完成報告書が受理”された場合。

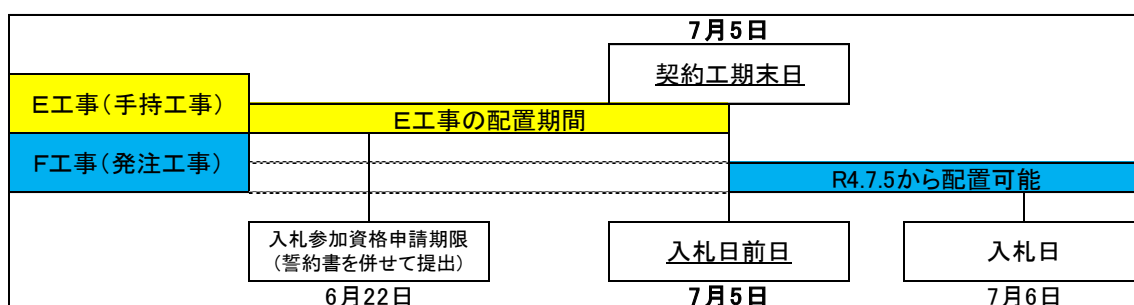


(2) 条件付一般競争入札（事前審査方式）の配置確認の基準日等

事前審査方式では、入札前に配置予定技術者の資格を審査するため、「入札日の前日」において、「他の手持ち工事の工期が満了している」(例 3)、又は「手持ち工事の完成報告書が発注機関で受理されている」(例 4) など（専任）配置が確認できることが条件となります。

ただし、入札参加資格申請時において、配置予定技術者が他の工事に従事している場合は、申請時に誓約書を提出し、「入札日前日」以前に「契約工期末日」または「完成報告書受領日」が到来したことを確認できる場合にのみ配置可とします。

例 34：入札日前日以前に“契約工期末が到来”している場合



例 4：入札日前日以前に“完成報告書が受理”された場合

		7月5日	7月6日
		完成報告書受領日	契約工期末日
G工事(手持工事)	G工事の配置期間		
H工事(発注工事)		R4.7.5から配置可能	
	入札参加資格申請期限 (誓約書を併せて提出)	入札日前日	入札日
	6月22日	7月5日	7月6日

(3) 手持ち工事確認の例外

橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工期の始まりが工場製作からとなり、現場施工までに相当期間の猶予があると判断されるときは、現場施工時に配置予定の技術者は、契約前に手持ち工事が完了していない状況においても、入札参加を認める場合があります。

(4) 同一入札日における複数入札への参加の注意点

同一入札日において複数の入札に参加する場合、いずれかの工事の落札者（落札候補者）となったことにより、当該工事以降の工事に技術者が配置できない状態となったときは、すみやかにそれ以後の入札を辞退してください。これにより、必ずしも受注希望の高い工事の落札者（落札候補者）となれない場合がありますので、ご了承ください。

※1人の技術者で、複数工事の落札（候補）者となった場合は、その日の入札順位の早い工事への配置を優先させるため、落札（候補）者において受注工事を選択することはできません。ただし、複数工事に技術者が配置可能である場合は、この限りではありません。

《例》

- ①その日の1本目の工事の落札候補者となったことにより、2本目以降の工事に技術者や現場代理人が配置できなくなったとき
- ②専任を要する技術者を配置する必要がある工事の落札候補者となったため、それ以後の工事に技術者を配置できなくなったとき
- ③専任を要しない技術者を配置する工事の落札候補者となり、それ以後の工事を受注した場合、志摩市の受注制限（3件）を超えてしまうとき

4 その他

- (1) 入札参加資格申請時に届け出た配置予定技術者や現場代理人については、当該工事を落札した場合、工事の完成まで原則として変更は認められません。

ただし、技術者や現場代理人の死亡や傷病又は退職等、止むを得ない事由による場合はこの限りではありません。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作

を含む工事であって、工場製作及び現場施工のそれぞれの期間において、配置予定技術者や現場代理人を交代させる場合も止むを得ない事由として認める場合があります。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震等への災害復旧工事に従事するため、技術者や現場代理人の変更が必要となった場合は、受注者と協議し、変更を認める場合があります。

- (2) 本取り扱いに示されていない事項については、建設業法、監理技術者制度運用マニュアル等に基づき適正に配置することになるため、これらの法律や制度を遵守してください。